

令和元年6月28日現在

機関番号：31302

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K11935

研究課題名(和文) 震災遺児・孤児の養育者・支援者ネットワークの協働に向けた法的体制の構築

研究課題名(英文) Legal analysis of child care and support in a disaster

研究代表者

遠藤 隆幸 (ENDO, Takayuki)

東北学院大学・法学部・教授

研究者番号：60387462

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、被災遺児・孤児および要支援児童とその監護者のニーズを調査し、支援機関の活動状況と連携状況を、支援者聞き取り調査、質問紙調査等の社会的・統計学的手法で実証的に明らかにし、養育者の法的役割の解釈学的・立法論的整理を試みることであった。それにより、未成年後見人、里親の監護権の法的分析を試みた。その結果として、養育者(里親、未成年後見人)および支援者連携のための法的プラットフォームの可能性を提言した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

立法上の経緯から、既存の養育者制度(未成年後見・養子縁組・里親)は法体系中、分担的な体制として制度設計されておらず、これらの連携のための理論的プラットフォームは未整備であった。このような状況の下、本研究は、災害時における当該制度の活用可能性と有機的連携の可能性を明らかにし、加えて、遺児・孤児の養育者の公的支援・民間支援の現を実証的に検証し、当該支援機関の連携的活用のために望ましいスキームを提言することができた。この作業は、震災遺児・孤児支援を越えて、広く含む親を失った子どもの支援の法的、政策的構造に光を当て、社会的養護の一般的課題を改めて問い直す作業としても位置付けられるであろう。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study is to investigate the needs of orphans and children who need care in disaster and to survey activities of support groups for children with the method of sociology and statistics. Based on this study, we analyzed the legal custody of guardians and foster parents. Thereby we suggested the legal platform to cooperate with guardians, foster parents and support groups for children.

研究分野：民法、家族法

キーワード：震災孤児 未成年後見 里親 児童福祉

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

2011年3月11日の東日本大震災震災による18歳以下の震災孤児・震災遺児の数はそれぞれ230人、1327人に上った(厚生労働省発表・2012年10月31日時点)。これら子どもたちの養育環境の整備・支援は、早急にかつ長期的な展望を持ちながら進められる必要があり、このような問題意識は、早い段階から社会的に共有された。その結果として、震災孤児の約7割強が親族里親に委託され、また未成年後見人の選任も200件を超え、養育者の確保は比較的早期に実現し、加えて、国・自治体の金銭的支援も拡充され、例えば、従来支給されていなかった親族里親への里親手当が支給されるに至った。さらに、各種NPOを中心とする民間団体も、多岐にわたる児童養護活動を展開した。他方で、これらの子ども・養育者支援は多くがアド・ホックな需要から、もしくは各種支援団体の主観的な関心や問題意識に駆動されて行われ、相互の連携のための理論的・制度的プラットフォームは十分構築されていなかった。

### 2. 研究の目的

本研究の目的は、被災遺児・孤児および要支援児童とその監護者のニーズを調査し、支援機関の活動状況と連携状況を、アンケート等の社会学的・統計学的手法で実証的に明らかにし、

養育者の法的役割の解釈学的・立法論的整理を試みることで、それを前提とした支援団体および、公的機関の関与のあり方を検証・提言することにある。そのためには、養育者の身上監護のみならず財産管理の適正な実現を図る必要があり、DV、児童虐待に代表される養育不調に対する法的対応について分析した。また、今回の震災経験の普遍性と特殊性を検証するためには、他の災害経験との比較も必要となる。また、他国、とりわけアジア諸国の経験を踏まえ、養育者制度・支援の組織化状況を明らかにすることであった。

### 3. 研究の方法

本研究は、(a)文献研究により社会的養護の研究領域で蓄積された知見および震災研究の成果を活用し、加えて(b)聞き取り調査とアンケート調査を用いて、養育者の養育実態および官民の支援者・支援機関による支援の実態を明らかにし、(c)比較法的知見を用いて、ドイツ後見制度と里親制度における法的連携を分析し、文化的・政治的親近性に配慮しつつ、台湾の震災経験と社会的養護に関する状況、そのなかでも民間団体が実施している遺児・孤児支援の取り組みと後見制度との連携を調査することで、わが国の児童養護制度、および支援のありかたを再検討する、という手法を用いて行われた。

### 4. 研究成果

個別の研究成果は以下の通りである。

(1)日本の制度と比較対照する上でまず必要となる台湾民法親族編の概要をまとめ『台湾法入門』(法律文化社、2016)に掲載し、台湾親族法に対する基礎的な理解を深めた。また扶養に関連する論文として、「台湾における養育費支払制度」を執筆し(日本人権教育研究会『人権教育研究』第19巻、29-38頁、2019年6月刊行予定)日台間の子の扶養に対する捉え方の違い(未成年の子の扶養は「親子関係説の立場」から「生来的・不可避的性格」をもつとされ、「監護親と非監護親による養育義務負担」という理論構成を採らない)が明らかになった。加えて、1999年に発生した台湾中部大地震(921大地震)による震災孤児・遺児の保護を目的とした民法改正(未成年後見人を選任する際の優先順位の変更)、未成年者の相続財産保護のために新設された信託制度に注目し、最終年度には、台湾児童福祉連盟における関連事項の聞き取り調査に参加したが、民法1094条第1項の規定(未成年後見人の選任の際に、同居する祖父母を優先するなど)に象徴されるように、台湾では、血縁関係を主軸としながら、未成年後見制度が構築されている点で日本と大きく異なること、民間および公的機関による震災孤児・遺児への包括的な支援体制が整序されている点など、日本との比較の上で有益な示唆を得た。【宮畑加奈子】

(2)刑事法の観点から、子どもの養育環境の不調と親密圏における犯罪への刑事介入について整理・分析し、どのような介入が可能であり、望ましいのかを検討し、以下の結論に至った。まず、近年、児童虐待の認知件数は増加し続けているが、その主な要因は心理的虐待の増加があり、特に面前DV等に関する警察からの通告が増加したことがある。このような実態に鑑みると、直ちに刑事司法機関による関与が必要とされるような深刻な虐待が顕著に増加しているわけではないといえる。また、親密圏に対する刑事的介入は、子どもの福祉や家族の再統合ないし再機能化を目指す場合には、根本的な解決には至らないであろうことから、この領域においては、刑事法はあくまでも最終手段として、重大な結果を招く場合に介入すべきである。そして、児童虐待に対して子どもの福祉の観点も配慮しながら効果的な介入を果すためには、多機関連携においても児童相談所がイニシアティブをとるべきであり、刑事介入のためには児童相談所に専属告発権を与え、その告発を要するとすることも制度設計として考えられる。さらに、東日本大震災後に、未成年後見人により多額の相続財産が費消された事件が発覚しているが、このようないわば財産的虐待を阻止するために、福祉型信託の活用が望ましいと考えられる。【四条北斗】

(3) 地震などの大きな災害で保護者を失った未成年の子どもの養育方法について、一般の人々がどのような意識をもっているかを明らかにするために、岩手・宮城・福島の大震災の被災3県および全国の都道府県の居住者を対象としてインターネット調査を実施した。調査対象となったのは、上記被災3県から200名ずつ、それ以外の都道府県から人口に応じた割り当てで600人、計1200人(男女600名ずつ)のインターネット調査会社の登録モニターであった。

調査は災害遺児の養育方法として、児童養護施設、ファミリーホーム、親族、親族里親、養育里親、養子縁組里親の6つを挙げ、それぞれについて「とても望ましい」「どちらかという望ましい」「どちらかという望ましくない」「全く望ましくない」から1つ選択するという方法で行われた。「とても」「どちらかという」とを合わせた「望ましい」という回答が最も多かったのは親族里親(79.6%)であり、次いでファミリーホーム、親族で「望ましい」という回答が多かった(65.8%)。

6つの養育方法について、違いを説明した文章を回答者に示した場合と説明文がない場合を比較しても回答傾向に違いはなかった。このことは災害遺児の社会的養護に関する制度の周知が市民の選好に影響を与えない可能性を示唆した。ただし、説明文の有無と一般的信頼との間に交互作用があり、社会的養護の方法に関する情報がない場合、人々の選択は各自の一般的信頼に基づいて行われる可能性が示唆された。【鈴木努】

(4) 2018年12月15日に実施した「NPO法人岡山未成年後見支援センターえがお」へのインタビューから、大規模災害時の法人による未成年後見の意義と課題が明らかになった。2011年民法改正によって導入された、法人による未成年後見は、法人内部の事務分掌によって、子の日常生活面をサポートする担当者(例えば、保健師経験者など)と財産管理等の子の法的面のサポートをする担当者(例えば、弁護士など)を別個に配置しつつ、各担当者の協働関係によって、子の抱える諸問題に細やかに対応することが可能となる。このことは、財産管理に関して子の親族と後見人が対峙するような状況においても、別の担当者が親族とのコミュニケーションを緊密に維持することができるなど、問題への組織的な対応を可能とする。また、未成年者と担当者との関係不調の際に、担当者を変更したり、複数の担当者を配置するなど、柔軟に対応することができる。他方、大規模災害時における震災遺児・孤児へのサポートとして、上記のようなシステムが有効に機能するためには、そもそも地域に根ざした法人の継続的活動の存在が不可欠となる。各地域で同様の活動を行う法人を設立するためには、実務を担当できる人材の確保など、克服すべき課題も多い。【阿部純一】

(5) 震災に関連する多くの文献を横断的に読み込んだ結果、震災孤児たちが様々な問題に直面しており、震災後時間が経過することで新たなケアを必要とする問題が浮上してくることが分かった。他方、東北における震災に関連する研究会やシンポジウムに参加したことで、東日本大震災で親を亡くした子どもたちへの多様な支援が存在することも見えてきた。

しかし、岩手県内の弁護士、地方自治体職員、社会福祉協議会職員などの関係者との意見交換からは、岩手県において被災した子どもたちへの支援が個別対応にとどまっており、連携した継続的な支援体制になっていないという課題があることも認識した。

また、2019年2月、大阪でウィメンズネットこうべの代表と懇談を行い、災害がもたらす家族への影響一般について聞き取りを行ったが、震災においては、子どもや女性被災者への支援体制が不十分な点および子どもや女性の支援体制は被災に限らず常態的に存在することが分かった。このことから、震災孤児たちへの継続的かつ連携的な支援は、とりもなおさず、日常的に必要とされている子どもの支援につながるということが認識できた。【宮本ともみ】

(6) 震災発生直後より、被災児童等に対する支援活動が非常に活発に行われている。少なくとも孤児・遺児への財政的支援には不足はないものと思われる。自治体や公益法人・公益信託・NPO等の各種団体への贈与・寄付が活用されている。多様な団体による自由な活動が歓迎される一方、公益信託や認定NPO制度の利便性向上も検討されるべき段階にある。また、かかる団体に絡む詐欺等のトラブルにも警戒すべきである。

震災孤児・遺児の後見制度支援信託の利用は低調であるが、2017年より信用組合・信用金庫が家庭裁判所と連携し、後見制度支援預金という金融商品を提供する例が見られ、その利便性が注目される。この金融商品はドイツ後見法(・世話法)における閉鎖口座に通ずるところがある。ドイツでは現在、制度を支える人的資源を確保し、かつ財産管理の内容の現代化を図るべく、後見法(・世話法)の改正案が提示されている。我が国においてもかかる提案等を参考に、国情の違い等も勘案しつつ、人的資源確保・財産管理の簡素化に向けて制度の刷新を図るべきではないだろうか。

ドイツでは2015年に多数の難民孤児への対応を迫られたが、大きな手続上の支障は報告されていない。他方台湾では、1999年の大地震で134人が孤児ないし遺児となり、その後見のため民法を改正した。自然災害時の子ども保護・支援という視点から、さらにアジア諸国との間で、制度・活動について情報交換を活発化させることは有意義であろう。【羽田さゆり】

(7) 大規模災害によって多くの遺児・孤児が生じた場合、社会的養育の主な担い手としての里親に期待される役割は大きい。他方、社会的養護は近時、施設養護から里親による家庭養護へと大きくシフトしつつあり、里親(希望者)の多様化および行政との関係の変化が予想される。

そこでまず、児童福祉行政における里親の法的位置づけについて考察した。里親制度の運用に係る行政の諸活動の法的性質を検討し、里親と行政機関(行政主体)との法律関係を整理す

ることで、里親（希望者）が行政救済のどの類型を用いて権利の救済を図るべきかが明らかになった。また、里親への経済的支援に目を向けると、行政から支給される措置費の区分や里親手当の税制上の取扱いについて見直す必要があることが指摘できる。

続いて、里親による養育下で里子が被害者となる事件・事故が発生した場合の不法行為責任について、里親委託をする地方公共団体の責任に焦点を当てて考察した。児童養護施設での事故につき児童を委託した地方公共団体に国家賠償責任を認めた最判平 19.1.25 を検討することにより、里親委託についても地方公共団体が賠償責任を負うことになるとの結論を得た。しかし、里親による責任ある養育を確保するためには、里親個人が賠償責任を負う可能性をも模索すべきである。【高梨文彦】

なお、研究代表者は以上の研究に横断的に関与した。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 11 件)

宮畑加奈子「台湾における養育費支払制度」人権教育研究 19 巻(2019 年)29-38 頁【査読無】

高梨文彦「里親の不法行為に係る地方公共団体の賠償責任」朝日法学論集 51 号(2019 年)未定【査読無】

四條北斗「ドイツ刑法典 238 条(つきまとい罪)の 2017 年改正について」大阪経大論集 70 巻 1 号(2019 年)45-69 頁【査読無】

四條北斗「ストーカー規制法 2 条 2 項柱書の『恋愛感情等充足目的』の犯罪構成要件としての明確性」大阪経大論集 69 巻 6 号(2019 年)123-135 頁【査読無】

四條北斗「子どもの養育環境と刑事法」大阪経大論集 69 巻 4 号(2018 年)51-68 頁【査読無】

遠藤隆幸「家族法判例総評 2018 年【第 2 期】」戸籍時報 775 号 12-22 頁(2018 年)38-45 頁【査読無】

遠藤隆幸「特別養子法の改正」月報司法書士 567 号(2019 年)32-43 頁【査読無】

遠藤隆幸「婚外関係の多様化と準婚理論」月報司法書士 558 号(2018 年)38-45 頁【査読無】

遠藤隆幸「子の引渡し紛争 手続的構造とその課題」月報司法書士 561 号(2018 年)36-45 頁【査読無】

遠藤隆幸「親としての配慮・補佐・後見(7)ドイツ家族法注解 1837-1847 条」民商法雑誌 152 巻 6 号(2017 年)571-579 頁【査読無】

遠藤隆幸「判例回顧と展望 2015(親族・相続)」法律時報臨時増刊(2016 年)71-112 頁【査読無】

〔学会発表〕(計 1 件)

鈴木努「災害遺児の社会的養護に関する意識調査」第 66 回数理社会学会大会(会津大学)2018 年

〔図書〕(計 4 件)

遠藤隆幸「婚姻の解消 離婚」中川淳 = 小川富之『家族法(第 2 版)』(法律文化社、2019 年)総頁 18 頁

遠藤隆幸「自筆証書遺言 - 加除変更」加藤新太郎 = 前田陽一 = 本山敦『実務精選 120 離婚・親子・相続事件判例解説』(第一法規、2019 年)総頁 2 頁

高梨文彦「児童福祉行政における里親の法的位置づけ」『朝日大学法学部開設三〇周年記念論文集』(成文堂、2018 年)総頁 29 頁

宮畑加奈子「第 11 章 親族と法」王泰升・蔡秀卿編著『台湾法入門』(法律文化社、2016 年)総頁 13 頁

## 6. 研究組織

研究分担者

研究分担者氏名：羽田 さゆり

ローマ字氏名：HADA Sayuri

所属研究機関名：東北学院大学

部局名：法学部

職名：准教授

研究者番号(8 桁)：50326518

研究分担者氏名：鈴木 努

ローマ字氏名：SUZUKI Tsutomu

所属研究機関名：東北学院大学

部局名：教養学部

職名：准教授

研究者番号（8桁）：00595291

研究分担者氏名：宮本 ともみ

ローマ字氏名：MIYAMOTO Tomomi

所属研究機関名：岩手大学

部局名：人文社会科学部

職名：教授

研究者番号（8桁）：20361040

研究分担者氏名：宮畑 加奈子

ローマ字氏名：MIYAHATA Kanako

所属研究機関名：広島経済大学

部局名：教養教育部

職名：教授

研究者番号（8桁）：20441503

研究分担者氏名：四條 北斗

ローマ字氏名：YOJOHokuto

所属研究機関名：大阪経済大学

部局名：経営学部

職名：准教授

研究者番号（8桁）：60648046

研究分担者氏名：高梨 文彦

ローマ字氏名：TAKANASHI Humihiko

所属研究機関名：朝日大学

部局名：法学部

職名：准教授

研究者番号（8桁）：70410454

研究分担者氏名：阿部 純一

ローマ字氏名：ABE Junichi

所属研究機関名：鹿児島大学

部局名：法文教育学域法文学系

職名：准教授

研究者番号（8桁）：90735341

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。